

同 (2) は、上記期限内に返還請求がなかった。

同 (3) については、募金箱に入れたかは確認できない。

同 (4) は、物資については確認不能である。なお、9月中に寄付されたペットシートは、すべてD Pのために使用済みである。

同 (5) は、入金を確認できたが、上記期限内に返金の請求はなかった。

同 (6) は、上記と同様、入金は確認できたものの、上記期限内の返還請求はなかった。

同 (7) は、すでに返金処理をしている。そのため、支援金差額として請求しているものと思われるが、いずれも募金者が負担すべきものであって、被告による返還の対象になるものではない。また、物資については特定不能であるし、すでに費消されていると思われる。

同 (8) は、平成19年18日、手数料110円を差し引いた4890円をすでに返金処理済みである。その他の募金箱金銭は確認しようがない。

同 (9) も、上記と同様、金銭については同年1月18日に手数料110円を差し引いた2万9890円を返金処理済みである。物資については特定不可能であるし、返還対象外である。しかも、すでに費消されている可能性が高い。

同 (10) が、アークエンジェルズの藤井副代表に石油ストーブ3台を手渡した事実は確認できたが、旧型の中古ストーブで金銭的価値は不明である。いずれにせよ、返還対象外である。

同 (11) は、物資については特定不能である上、返還対象外である。しかも、初期のドッグフードは費消されていると思われる。

同 (12) は、入金は確認できたが、期限内に返還請求がなかった。また、物資については特定不可能かつ返還対象外である上、すでに費消済みで